

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

➤ 評価結果の通知：2024年6月14日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ルワンダ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：応募を排除する者はありませんが、本調査を受

注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

- (2) 必要予防接種：黄熱に感染する危険のある国から来る渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。

6. 業務の背景

ルワンダ共和国（以下、「ルワンダ」）において、農業セクターは国内総生産の 24.9%、ルワンダの労働人口の 56%を占めており、人口の収入、雇用機会、経済的幸福、および食料と栄養の安全保障の観点からルワンダにおいて最も重要な産業の一つである。ルワンダ国内で生産された食料の約 90%は国内で消費されており、ルワンダ政府は食料需要を満たすために米、トウモロコシ、豆、小麦、大豆を追加輸入している。ルワンダの人口は 2020 年に 1,300 万人を超え、2032 年までに 1,600 万人を超えると予測されており、需要はさらに増加することが予想される。

ルワンダ政府は人口急増に対応するため、農業変革のための戦略計画（PSTA-1, 2004-2008）を中期農業開発戦略として策定した。現在、本計画は四期目（PSTA-4, 2018-2024）を迎えており、2024 年はその最終年度である。PSTA-4 では農業生産性向上に関する目標が設定されているものの、農業人口の多くが天水農業に従事しているため、ルワンダは洪水・干ばつ等の気候変動に対して脆弱である。農業生産性向上のため、ルワンダ政府は変革のための国家戦略（NST1）などの包括的な政策文書で、灌漑面積を 66,840 ヘクタールから 2024 年までに 102,284 ヘクタール、2050 年までに 600,000 ヘクタールに増加させる事を掲げている。

ルワンダ政府は政府主体で行っていた灌漑施設の維持管理について、2011 年の省令にて農家主体の水利組合（Irrigation Water Users Organization : IWUO）への移管を定めた。IWUO への灌漑施設管理移管（Irrigation Management Transfer : IMT）の実施を促進するべく、農業・動物資源省傘下のルワンダ農業庁（Rwanda Agricultural Board : RAB）に水利組合支援ユニット（IWUO-SU）を設け、灌漑施設管理機能を水利組合に移行させる支援を行っている。しかしながら、IMT にかかる行政手続き及び IWUO の登録制度等もいまだ十分に整備されていないことに加え、IWUO の運営能力強化などを技術的に支援する IWUO-SU についても技術的知見や経験の不足から IMT にかかる合意を結んだ IWUO は極めて少数に留まった。

このような背景から、JICA は当案件の前フェーズである技術協力プロジェクト「灌漑水管理能力向上プロジェクト」(WAMCAB) を 2019 年から 2025 年にかけて実施中である。この事業は、東部県及び南部県の灌漑スキームにおいて、IMT の実施手順及び IWUO の支援体制の構築・制度化を図ることによりモデル地区における IWUO 運営管理能力の向上を図り、ターゲット郡にて IWUO による灌漑地区管理モデルが定着・他地域へ波及することに寄与することを目的としたものである。この灌漑地区管理モデルは「WAMCAB モデル」として確立され、MINAGRI が作成する灌漑戦略プランにも盛り込まれた。

本案件「灌漑水管理能力向上プロジェクトフェーズ 2 (WAMCAB2)」は、低湿地域において前フェーズで確立した WAMCAB モデルの普及を行うことにより IWUO の更なる組織強化及び持続的な灌漑管理の発展に資すること、更に「小規模農家市場志向型農業プロジェクト (SMAP, 2014-2019)」の成果・教訓を活かした丘陵灌漑地域に適応した新たな営農モデルを作成し、より幅広い灌漑スキームへの普及を行う事を目的とするものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、技術協力プロジェクトの実施に向けて、関連情報の収集・分析、プロジェクト目標、投入計画、活動、事業スケジュール等の策定、事前評価等を実施することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2024 年 7 月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② ルワンダ側関係機関や他ドナー等に対する質問票 (案) (英文) 及び配

付対象者リスト（案）を作成する。作成した質問票（案）及び配付対象者リスト（案）は、現地派遣15営業日前にはJICAに提出する。

- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。その他、現地での協議用資料等の作成に協力する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務（2024年8月中旬～2024年9月中旬）

- ① JICARルワンダ事務所等との打合せに参加する。
- ② ルワンダ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織・各灌漑スキーム
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - (e) 灌漑施設の稼働状況（※）、水利組合と農協の役割／関係性、水利組合の活動状況、水利費徴収状況、営農／市場志向型農業実施状況（※）低湿地スキーム、丘陵地スキーム、SMAPサイト、他ドナー案件実施サイト等合計7か所程度を想定
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D : Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。

特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAルワンダ事務所等に報告する。
- ⑧ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策版²）に則り、将来の気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）評価・適応オプション検討・裨益人口の推計に必要なデータを収集する。

（3）整理業務（2024年9月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。事業事前評価表（案）は9月20日までに一度ドラフトを提出すること。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。
- ⑤ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策版）に則り、将来の気候リスク評価・適応オプション検討・裨益人口推計を行い、適応策に資するか判断し気候リスクマトリックスを作成する。

8. 報告書

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

¹ [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

² [気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation） | 事業について - JICA](#)

(1) 業務完了報告書

2024年10月11日(金)までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- ③ 気候リスクマトリックス(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年4月追記版))」の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年8月18日～9月14日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に2週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAルワンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp宛にご連絡ください。
 - ・ルワンダ国 灌漑水管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書
 - ・ルワンダ国 灌漑水管理能力向上プロジェクト（第3期）業務進捗報告書
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ルワンダ国 小規模農家市場志向型農業プロジェクト(第3年次)事業完了報告書 市場志向型農業編
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000046068>
 - ・[気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）](#)
[気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation） | 事業について - JICA](#)
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」
 - イ) 配付依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後

に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上